協働のまちづくり事業選定基準等について

（１）応募の受付

①応募提出締切　令和６年５月31日（金）17：00必着

②提出場所　津和野町役場つわの暮らし推進課

③受付方法　つわの暮らし推進課に、メール、持参または郵送の何れかにより提出すること。

　　　　　　　　※郵送の場合は、提出締切までに配達されたことが証明できる方法とし、令和６年５月31日（金）までに必着のこと。なお、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

（２）応募時の提出書類

①事業計画書（各事業内容、各事業費用が分かるもの）

②定款等（団体の規約又は会則等も可）

③役員名簿及び執行体制表

（３）選定基準

①事業については、本補助金事業を活用し、他団体で実施している同様な事業、類似した事業については、選定しないこととする。そのため、（２）①に示す事業計画書については、既実施事業との明確な違いが分かるよう事業内容等について詳しく分かるものを提出すること。

②総合評価点60点以上を合格とする。

※選定基準については、別紙のとおり。

●選定する事業及び対象費用は、島根県市町村振興協会「協働のまちづくり事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）」及び「令和６年度協働のまちづくり事業助成金交付要綱の運用要領（以下「要領」という。）に定めるものとする。

①地方財政法第３２条に規定する総務省令で定める事業について選定する。該当しない事業は、選定しない。

②対象経費については、要綱及び要領に定めるものとする。

（４）評価

|  |  |
| --- | --- |
| 評価（100％） | 意味 |
| 100～90％に対応 | きわめて優秀と評価できる |
| 89～80％に対応 | 優秀と評価できる |
| 79～70％に対応 | 一応のレベルに達していると評価できる |
| 69～60％に対応 | 不十分なところもあるが、最低限度のレベルを達成している |
| 59％以下に対応 | 最低限度のレベルを達成していない |

（５）結果の通知

　選定結果（得点、順位）については、応募者に通知する。

（６）事業費の配分

①選定基準を基に60点以上を獲得した者の内、最も高い得点を獲得した者から順に、町と事業費配分の協議を行う。

②令和６年度においては、予算枠200万円に対し、最も高得点を獲得した者の事業必要経費に係る協議を実施し、事業費確定後、残った予算に対し、獲得得点順に協議を実施し、事業費の配分を実施する。予算枠が無くなった時点で配分調整は終了する。

③獲得得点高位の者から町と協議を実施するが、残予算では、事業実施等できないと応募者が判断した場合には、次の順位の者と協議を実施し、予算の配分を行う。

（別紙）

提案内容の選定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 配点 | 評価 |
|  | 評価の視点 | 点数 |
| １　地域への貢献度 | | 20 | 点 |
|  | ①　地域社会の抱える課題を明確に捉えているか |
|  | ②　地域の課題解決に適応しているか |
|  | ③　事業が地域社会の発展に寄与すると期待できるか |
| ２　執行体制 | | 5 | 点 |
|  | ①　責任者を含め団体構成員の配置により各事業に必要な人員が配置されているか |
| ３　事業の公平性 | | 15 | 点 |
|  | ①　事業参加の機会が広く町民に与えられているか |
|  | ②　特定の個人や団体の利益につながる事業ではないか |
|  | ③　事業参加者募集の周知方法が広く町民に知らせるものとなっているか |
| ４　事業実施のための人員計画と確保力 | | 10 | 点 |
|  | ①　事業の人員計画が妥当であるか |
|  | ②　事業実施に必要な人員を確保できるか、確保の手段は妥当であるか |
| ５　事業費の妥当性 | | 10 | 点 |
|  | ①事業内容に対し事業費の積み上げは適切か |
| ６　自立性 | | 20 | 点 |
|  | ①　本補助金が終了した後、継続できる事業・団体であるか |
|  | ②　自立に向けて、一般市民や他の団体、企業などのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか |
| ７　発展性 | | 20 | 点 |
|  | ①　発想、着眼点、手法などに先駆性や独創性、工夫があり、今後の事業展開に期待がもてる事業か |
|  | ②　今後継続し、定着させていくことを目指す事業か |
|  | ③　申請内容がイベントや調査などの単発型事業の場合でも、その後の展開に有効であることが期待できるか |

【総合評価点　　　　　点／100点】